

(第一類 第十二号)

第五回 国会 建設委員会

昭和四十三年三月二十七日(水曜日)

午後零時十五分開議

出席委員
委員長 加藤常太郎君

理事 金九 信君
理事 丹羽久章君

理事 渡辺 栄一君
理事 佐野 憲治君

理事 池田 清志君
理事 岩本 隆一君

理事 蒲野 幸男君
理事 内海 清君

理事 佐藤 孝行君
理事 岛上 善五郎君

正示 啓次郎君
正示 啓次郎君

廣瀬 正雄君
井上 普方君

大野 明君
稻村左近四郎君

滝谷 葉梨
阿部 昭吾君

石川 次夫君
福岡 義登君

北側 義一君
源局長 今泉 一郎君

建設大臣 保利 茂君
建設政務次官 仮谷 忠男君

建設大臣 保利 茂君
建設政務次官 仮谷 忠男君

建設大臣 宮澤 喜一君
建設省企画庁水資

経済企画庁水資
経済企画庁水資

志村 清一君
建設省都市局長

建設省河川局長
建設省河川局長

建設省財政局交
建設省財政局交

自治省財政局交
自治省財政局交

付税課長 横手 正君
専門員 熊本 正君

○ 加藤委員長 これより会議を開きます。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

都市計画法(内閣提出第一二五号)第一二五号

第一二五号

第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いで公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「水資源開発公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「愛知用水公団等職員として在職する間」とあるのは「水資源開発公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「水資源開発公団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのばつて」とあるのは「水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二号）」の施行の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「水資源開発公団の職員」と、「公庫等」とあるのは「水資源開発公団」とする。

4 愛知用水公團の解散の際にその役員又は職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）第二百二十七条第二項又は第二百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて公團の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法第二百二十七条第二項から第四項まで又は第二百二十八条の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十七条第二項中「公團等職員として」とあるのは「愛知用水公團又は水資源開発公團の役員又は職員として」と、「公團等職員であった間」とあるのは「愛知用水公團又は水資源開発公團の役員又は職員であった間」と、同法第二百二十八条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「水資源開発公團の職員として在職する間」とする。

第七条 この法律の施行前に旧愛知用水公團法第二十一条第十一項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあった施設管理規程は、この法律の施行の時において、改正後の水資源開発公團法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第二項の規定による認可を受けた施設管理規程となつたもの

第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いで公團の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員」とあるのは「愛知用水公團等職員」とあるのは「水資源開発公團の職員」と、同条第二項中「公庫等」とあるのは「水資源開発公團」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのばつて」とあるのは「水資源開発公團法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二号）」の施行の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「水資源開発公團の職員」と、「公庫等」とあるのは「水資源開発公團」とする。

4 愛知用水公團の解散の際にその役員又は職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）第二百二十七条第二項又は第二百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて公團の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法第二百二十七条第二項から第四項まで又は第二百二十八条の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十七条第二項中「公團等職員として」とあるのは「愛知用水公團又は水資源開発公團の役員又は職員として」と、「公團等職員であった間」とあるのは「愛知用水公團又は水資源開発公團の役員又は職員であった間」と、同法第二百二十八条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「水資源開発公團の職員として在職する間」とする。

第八条 改正後の法第十八条第二項第一号の愛知用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者に係る当該施設の管理に要する費用の負担については、これらの者がこの法律の施行前にした愛知用水公團との契約により当該施設の管理に要する費用を負担することとなつている場合においては、改正後の法第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該契約によるものとする。

（愛知用水公團法の廃止）

第九条 愛知用水公團法は、廃止する。

（愛知用水公團法の廃止等に伴う経過規定）

第十条 旧愛知用水公團法第十八条第一項第一号

イ及びロ、第二号並びに第三号の事業に要する

費用の賦課徴収については、同法第二十四条

（第二項を除く。）から第二十六条まで（これら

に基づく命令を含む。）の規定は、この法律の

施行後も、なおその効力を有する。この場合に

おいて、同法第二十四条第一項中「公團は」と

あるのは「水資源開発公團は」と、同条第三項

及び第七項並びに同法第二十五条第一項から第

五項まで及び第七項中「公團」とあるのは「水

資源開発公團」とする。

（地方税法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一

六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号、第七十二条の四第一

項第二号、第七十三条の四第一項第一号、第二百

九十六条第一項第一号及び三百四十八条第二項

第二号中「、愛知用水公團」を削る。

（土地税法の一部改正）

第十五条 土地税法（昭和二十六年法律第二百

十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「、愛知用水公團」を削

り、同項第三十四号の二中「第十八条第一項第一

号に掲げる施設」を「第十八条第一項第一号の施

設及び同条第二項第一号の愛知用水公團、」

を削る。

（農林省設置法の一部改正）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお從前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

第十三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百

五号）の一部を次のように改正する。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三

十五号）の一部を次のように改正する。

（印紙税法の一部改正）

第十五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三

号）の一部を次のように改正する。

（別表第一第一号の表中愛知用水公團の項を削

る。）

（別表第二中愛知用水公團の項を削る。）

（別表第二

総合的な開発及び利用の合理化の必要性にかんがみまして、全国的に重要な水系の開発に当たる水資源開発公団に、従来木曾川水系及び豊川水系の開発に当たりました愛知用水公団を統合し、その技術及び経験を高度に活用することにより、今後の水資源開発事業を総合的かつ効率的に施行するため、今回この法律案を提案した次第であります。

本法律案は、このため、愛知用水公団を解散し

て、その一切の権利及び義務を水資源開発公団に承継させるとともに、水資源開発公団の業務の範囲などを改めようとするものであります。

以下、本法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

第一点は、昭和四十三年十月一日をもって、愛知用水公団法を廃止するとともに、愛知用水公団

を解散し、同公団の職員の雇用関係及び国際復興開発銀行の借款を含めて、その一切の権利及び義務を水資源開発公団に承継させることとしたことであります。

第二点は、愛知用水公団から承継する愛知豊川用水施設の管理その他の業務は、水資源開発公団が行なうこととし、同施設の建設費の賦課徵収等については、愛知用水公団の例によることとしたことであります。なお、同施設の管理その他の業務の主務大臣は、農林大臣といたしております。

第三点は、水資源開発公団が行なうかんがい排水にかかる業務に関し、愛知用水公団の例により、関係者間の権利調整などについて、土地改良法の規定を準用することとしたことであります。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○加藤委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○加藤委員長 次に、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律案、右両案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。保利建設大臣。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
(施行期日)
附則

第三条第一項中「昭和四十年度」を「昭和四十
三年度」に改める。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
(施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(国有林野事業特別会計法の一部改正)
國有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

2 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

3 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

4 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

5 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

6 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

7 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

8 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

9 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

10 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

11 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

12 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

13 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

14 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

15 この法律は、公布の日から施行する。
(治山治水緊急措置法の一部改正)
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十
二号)の一部を次のように改正する。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号) の一部を次のように改正する。	
22 第二十一項の次に次の二項を加える。	二項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、 二項から第二十五項を第二十六項とし、第二十 二項の次に次の二項を加える。
23 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律 案(昭和四十三年法律第二十 二号)による改正前の治 山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五 箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建 設工事で既に施行したもの(昭和四十二年度以 前)の年度のこの会計の予算で昭和四十三年度以 後の年度に繰り越したものにより施行する直轄 治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、 それぞ第一条第一項に規定する直轄治水事業 及び多目的ダム建設工事に含まれるものとす る。	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 (治山治水緊急措置法の一部改正) 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十 二号)の一部を次のように改正する。
24 第二十二条この法律において「急傾斜地」とは、傾 斜度が三十度以上である土地をいう。	第一条この法律は、急傾斜地の崩壊による災害 から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩 壊を防止し、及びその崩壊に対しての警戒避難 体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の 安定と国土の保全とに資することを目的とす る。
25 第二十三条この法律において「急傾斜地崩壊防 止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改 造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜 地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防 止するための工事をいう。	第二条この法律において「急傾斜地崩壊防 止工事」とは、次条第一項の規定により指定される急傾 斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その 他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をい う。
26 第二十四条この法律において「急傾斜地崩壊区 域の指定」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改 造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜 地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防 止するため必要があると認めるときは、関係市 町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見 をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、そ の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害 が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する 土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、 又は誘発されるおそれがないようにするため、 第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれるこ とを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地 崩壊危険区域として指定することができる。	第三条都道府県知事は、この法律の目的を達成 するため必要があると認めるときは、関係市 町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見 をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、そ の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害 が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する 土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、 又は誘発されるおそれがないようにするため、 第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれるこ とを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地 崩壊危険区域として指定することができる。
27 第二十五条この法律は、第一項の指定をするとき は、建設省令で定めるところにより、当該急傾斜 地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を	4 (目的) 第一章総則 第一条この法律は、急傾斜地の崩壊による災害 から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩 壊を防止し、及びその崩壊に対しての警戒避難 体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の 安定と国土の保全とに資することを目的とす る。

3 都道府県知事は、第一項の指定をするとき は、建設省令で定めるところにより、当該急傾斜 地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を	
4 第四章雜則(第二十四条第一項)	第二十一条第一項の規定による
5 第五章罰則(第二十七条第一項)	第二十一条第一項の規定による
6 第六章附則(第二十九条)	第二十一条第一項の規定による
7 第七章附則(第三十条)	第二十一条第一項の規定による

斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十
六条第一項」に改める。

第三十一条第二項中「又は地すべり等防止工事」を「、地すべり等防止法第三十条第一項及び第三項」を「、地すべり等防止法第三十五条第一項及び第三項又は急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律第二十二条第一項」に改める。

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域を指定して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある一定の行為を制限し、及び急傾斜地崩壊防止工事を施行するとともに、急傾斜地の崩壊による被害を除却し、又は軽減するための警戒避難体制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○保利國務大臣 ただいま議題となりました治水治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の治山治水緊急措置法により治山治水事業の計画的な実施を推進し、今日まで相当の実績をあげてまいりました。業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、これにより治山治水事業の計画的な実施を推進しつつながら、この間、目ざましい経済の成長、異常な災害の発生等に伴いまして、計画事業の大規模な繰り上げ実施、計画外事業の緊急施行の必要が生じたのであります。また、近年国土の利用開発が著しく進展し、被災のおそれのある人口、資産が急速な膨張を続け、また各種用水需要が急激に増大している事態に即応いたしまして、治山治水事業を強力に推進することが緊要となつてまいりたのであります。

このような情勢に対処するためには、現行五カ年計画を改定いたし、新たに昭和四十三年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することにより、治山治水事業を緊急、かつ、計画的に実施して国土の保全と開発をはかる必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を改定して、新たに昭和四十三年度を初年度とする治山事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、新たに治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画が策定されることとなるのに伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正をすることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨ですが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いをいたします。

次に、議題となりました急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案の提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年、集中豪雨等のために急傾斜地の崩壊による災害が頻発いたし、特に昨年兵庫、広島、長崎、佐賀、新潟等の各地において、急傾斜地の崩壊により多数の犠牲者を出したことは、なほ記憶に新たなところでありまして、かかる事態に對処し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守ることは、きわめて緊要なことと存ずる次第であります。

従来、急傾斜地の崩壊による災害の防止について、砂防法、宅地造成等規制法等の適用され地城については、これらの法律の規定に基づいて対策を講じてまいり、これらの法律の適用の対象とならない地域につきましても、昭和四十二年度止工事の範囲を明らかにしたことであります。都道府県は、宅地造成その他の行為に伴つて必要を生じた工事以外の工事で、その急傾斜地の所有者被害を受けるおそれのある者等が施行することにより、その災害の防止につ

とめてきたところであります。しかしながら、急傾斜地の崩壊による災害の防止について万全を期しまするために、有害な行為の規制の強化、急傾斜地における崩壊防止工事の施工等により積極的に急傾斜地の崩壊の防止をはかる一方、急傾斜地の崩壊による被害を軽減するための警戒避難体制の整備、住宅移転に対する融資等所要の措置を講じ、急傾斜地の崩壊による災害の防止のための総合的な対策を確立する必要があるのであります。

以上がこの法律案を提出いたした理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申します。

まず第一に、急傾斜地崩壊危険区域の制度を設けることといたしましたことであります。都道府県知事は、市町村長の意見を聞いて、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地等を急傾斜地崩壊危険区域として指定されることとし、この法律案が適用される範囲を明らかにしたのであります。

第二は、急傾斜地において有害な行為を行なう者及び急傾斜地の土地所有者等に対する規制措置を定めたこととあります。急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある一定の行為を都道府県知事の許可にからしめるとともに、これらの行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するため必要があるときは、都道府県知事は、土地所有者、行為者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができることがあります。また、一般に、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等に対し、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため必要な措置をとることを勧告することができる」としたのであります。

第三は、都道府県が施行すべき急傾斜地崩壊防止工事の範囲を明らかにしたことをといたしました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○加藤委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○岡本委員長 都市計画法案、都市計画法施行法案、右両案を括議題とし、審査を進めます。

両案に對し質疑の通告でありますので、順次これを許します。岡本隆一君。

論的などころを少しお尋ねいたしたのでございました。

この前の委員会で、都市計画法が現在の形のままで裸で成立いたしまして、それがそのまま実施

とが困難または不適当と認められるものを施行するものといたしました。

なお、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事については、国がこれに要する費用の二分の一以内を補助することができることいたしております。

第四は、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、都道府県または市町村は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を、建築基準法による災害危険区域として指定することとしたこととあります。

第五は、急傾斜地の崩壊による災害を防止し、または軽減することといたしたこととあります。

第六は、都道府県知事の勧告を受けて、急傾斜地崩壊危険区域ごとに、災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助等警戒避難体制に関する事項を定めることといたします。

第七は、都道府県または市町村は、急傾斜地崩壊による被害を受けたおそれのある住宅の移転等を行なう者に對して、これを容易ならしめため、所要の資金を住宅金融公庫から融資することとしたこととあります。

第八は、都道府県が施行すべき急傾斜地崩壊防止工事の範囲を明らかにしたことをといたしました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○岡本委員長 前回の委員会で都市計画法の総論的などころを少しお尋ねいたしたのでございました。

この前の委員会で、都市計画法が現在の形のままで裸で成立いたしまして、それがそのまま実施

区域の地価が暴騰するのではないか。それに対するところの歯どめは税制の改革にたる以外にならない、こうしたことございました。しかしながら、私どもいたしましては、とにかく明らかに地価の暴騰を招くことが予想されるこういう法律案をそのままでもって成立させるということでは、これは党としては困る、やはりこれについては何らかの地価暴騰が抑制できるという確信が持てない限り、本法律案の成立に御協力するわけにはいかない。これは大臣わかつていただけますね。そこで、いまのところ、大臣としては、いや、きっとやります、税制の改革その他打つ手は将来打ちます、だからひとつ信用してください、こういうことだと思うのです。しかし、私どもとしては、今まで何回か裏切られてきているのです。昭和三十九年に院議で認め、それから後、たとえば一昨年の土地收用法が出てまいりましたときなどは——土地收用法も、これは公共用地を事業認定のときの価格で收用するのだ、今までだつたら、裁決の段階になつてからの收用でござりますから、その価格は相当上がつたわけですね。だから、ごね防ぐんだからということですね。だから、いふうなことでございました。それと一緒に、その收用される土地——公共の用に提供する土地と、それからその隣地等の価格が公共施設ができる認定価格でストップさせて土地を收用する、こうますと上がりますから、その不均衡を是正するために、いわゆる開発利益の社会への還元という形での譲渡所得税の増税、それが一緒に出てまいつたわけです。そのときに總理にわざわざ委員会へ来ていただきまして、委員会でもって、土地收用法だけの食い逃げはいたしません、必ず税法を成立させます、こういう約束を總理はされたのです。その約束に基づいて私どもは土地收用法の成立に協力した。ところが、土地收用法は衆議院は通つて参議院に行つた。税法は衆議院大蔵委員会で大幅に修正されている。しかし、修正されて参議院へ行きました。参議院では、まあほかの建設法案の審

議がからんだという点もありましたが、完全に画策とも流れました。しかしながら、特にこの租税特別措置法のいわゆる譲渡所得税の改正については、与野党、ことに与党の大蔵委員といふものでは裏切られた苦い経験を持つておりますので、よほどはつきりしたところの裏づけをしていただかぬと、なかなか安心がならないわけです。そこで、大臣は、いや、この都市計画法が成立すれば、実施までは少し日にちがあるのだから、必ずその間には地価の暴騰を起こさないような手を打ちます、信用してくくださいということでございましょうが、大臣、そういうふうな手形をそのまま裏書きなしに、ああそらでござりますかと、全くの信用貸しというわけにいかぬ。だから、何らかの形でこれは裏書きをしていただきことには困ると思うのでございますが、そういうふうな点について大臣から何らかの裏書きをいただけるかどうか、お尋ねをいたします。

どうか、お尋ね

“ いう点もありましたが、完全に雨
た。しかしながら、特にこの租税
いわゆる譲渡所得税の改正につい
ては、ことと与党の大蔵委員というもの
的で、非協力的だったわけです。
う意味で、約束をいただいても私
た苦い経験を持っておりますの
きりしたところの裏づけをして、
なかなか安心がならないわけです。
いや、この都市計画法が成立す
は少し日にもちがあるのだから、必
然の暴騰を起さないような手をと
ふしてください、ということをごさ
臣、そういうふうな手形をそのま
、あそでござりますかと、今
いうわけにいかぬ。だから、何ら
裏書きをしていただきぬことに
ございますが、そういうふうな古
ら何らかの裏書きをいただけるか
をいたします。

は、当然これは必要でござりますから、内部的に
は税制調査会の方々ともお話し合いをして——し
かし、何さま利用計画が持たれない、たとえば
都市計画法なら都市計画法という一つの構想が打
ち立てられない、税は補完的な誘導的な作用を
するものでござりますから、目安がないと税だけ
先走りするわけにいかぬというような実際の事
情、これは私もそうだとと思うわけでございまし
て、したがつて、都市計画法は御審議をお願いし
てかりに発足するということになりましたとき
に、あとからくつついでいかないということにな
りますと、これはたいへんなことになろうと思ひ
ますから、その点につきましては部内におきまし
ても最善を尽くして、私としては最善を尽くして
おる段階でござります。岡本議員の心配されるよ
うな事態を起こすことは、これは都市計画法自体
よりも、ねらっております日本の国土の利用と申
しますが、それによる国民生活の安定へといふね
らいがはれてしまつわけでござりますから、最
大の努力と責任を持ってまいりたい、こう思つて
おるわけであります。

そこで、それじやどういうふうな裏打ちをこ
とができるか、これはいろいろ御論議を重ねていただ
く間に明らかになつて、また参考人等もお呼び出
しもあるだらうと思ひますから、十分ひとつ御
審議をしていただきたいまいりたい。考えておりま
すのはそういう考え方で、したがつて、もやは今
日のこの状態を放置できないということは、これ
はもう与党、野党にかかわらず、国民生活を心配
されている皆さんがどなたも同じ感じでございま
しょうから、そういうことをうまく結集してまい
りたい、こういうふうに思つております。

○岡本(陸)委員 少しくどいようでござりますけ
れども、建設委員のメンバーは 地価の安定をは
かつて国民生活を安定させるべきである、まじめ
にこう考えておるわけなんです。ところが、他の
メンバーになつてまいりますと、だいぶ感覚が違
うのです。ことに大蔵委員会の諸君の感覚などと
いうものは相当違いますし、また、農林部会の諸

りたい。」

君の考え方なんかでも、やはり農業のほう、それから農民の土地に対するところの特殊な愛着、こういうようなものから、やはり農民の私権の保護というふうな点でそれが少し行き過ぎて、都市周辺の膨大な地価の値上がりによるところの不労所得をやはりそれは私権の対象であると考へて、農民の立場を保護するというふうな考え方から、農民の私権の尊重という考え方から、なかなかわれわれのごく地価の安定ということには協力的ではないわけなんです。そのことが、一昨年の大蔵委員会で租税特別措置法の譲渡所得税の部分が大幅に修正され、さらに参議院でそれが廃案になつた理由ですね。だから、そういう点、やはりよほどの努力を党内でしていただきかねことに、大臣がここでお約束いただいたからといって、あるいは総理が、再三、地価は何としても安定させたいと言われながら、それがそのまま何ら形になつてあらわれてこないというところがございます。ところが、今度いよいよ都市計画法が成立して、そうして市街化区域と調整区域に分けられる、市街化区域に開発エネルギーが集中する、どんどん地価が上がるということになつて、そういうような段階になつてから後手後手に回つて制度をつくつているのではおそらくなります。それのみならず、そういう段階になつても、そういう努力をわれわれ並びにあなた方がしていただいて、なかなか党内がまとまらないというふうなことになるといへんなんですね。私どもがこの法律案に対しても、地価安定の裏づけがないと困るというふうとを申し上げるのは、そういうところもあるわけなんですね。

態度であるうとと思うのでござりますが、そうするの、今度は、そういうふうな基本的な計画に基づいて、それで十ヵ年ごとに市街化区域を設定していく、十ヵ年ごとに、その段階段階に応じたところの人口の規模あるいは産業の発展の規模、そういうものに応じたところの市街化区域を設定していく、小刻みに設定していく、こういうことになりますと、自由にスプロールしていきました。だから供給はかなり豊富にあつたわけです。ところが、限定された地域だけに開発エネルギーを集中しなければならぬ。市街化区域として指定されるのがますと十年単位で刻まれていくということになってしまふと、地価に対する影響というものがそれだけ一そうきびしくなってくる、ということが言えると思ひます。おわかりになつていただけますね。それだけに、地価安定策というものが特に大事だ。私はこういうふうに思うのであります。大臣、その点についてはおわかりになつていただけますか。

は、東京においても、大阪においても、どの地點においても同様指定をされることになるわけですが。そうしますと、そこには今日まではそういう角度からはあまり行なわれていなかつたのではないかと思われる計画的な関連公共投資といいますか、そういうところが十二分に機能を發揮できるような関連公共投資を優先的に行なつてまいります。そうしますと、なるほど境界はあるけれども、実質的には宅地の供給量というものは非常にふえるのじやないか、ふえるようを持つていかなければいけられないように著しく上がりをするという弊害は起きてしないで済むのじやないだらうか。そうしますと、なるほど境界はあるけれども、懸念になりますような、その地域内の地価が手もつけられないようになりますから、御心配になりますが、それらに相関連して、施策の面からは、できるだけ御心配の点の少なくなるように配慮していかなければならぬ。しかし、それがといつて、それだけでいいというわけではございませんので、やはり税制の面からも、手落ちのない処置を講じていく必要があるのでないだらうか。そういう考え、これは肯定いただけますかどうか、はなはだ問題の点でございますから、大いに意見の分かれるところであるかもしれませんけれども、私はさように考えておるようなことであります。

ころが、市街化区域以外では宅地開発ができないことになると、その限られたところの市街化区域へ宅地開発業者、宅地業者がどっと押し寄せてきますから、引く手あまたになりまして、それらが地価をつり上げるので。結局元が高くなってしまうよ。開発業者が買うところの地価が高くつきますから、それを区画整理をやって、そして道路その他の施設を整備して宅地化して売り出すということになるとするならば、それらがうんと高いものになっていく。こういうふうになると、なるほど豊富に出来るかもしれません。豊富に出来るかもしれないが、最初に買うときにものすごく宅地業者が競争で買いあさっていきますから、元が高くなるのですよ。だから、いまの形のままで民間の業者の宅地に期待いたしておりましたら、逆に値段をあおり上げていくという結果で地価の暴騰が起る、こう私どもは言つておるわけです。そこまで線を引いてこの範囲でやれ、こう言うたら、どんどん開発したら安くなる、供給が豊富になるから安くなるとあなたはよくおっしゃいますが、そうはいかないのですよ。そこに問題があるといふことを申し上げているのです。だから、民間の宅造に期待するよりも、公的な開発を中心にならなければだめだ。あるいはそれができないのなら、この前申しておりますいたいわゆる宅地開発団のやうなもの、そういうやうなものをつくつて、そういう市街化区域に指定されたところの土地の売買といふものは全部それを通じなければできぬ。こういうことにして、公的所有にはならぬが、権利の移転についてはそういう公的機関を通じなければできない。売買にいたしましても、貸借にいたしましても、市街化区域におけるところの土地の権利の移転は公的な機関を通じなければならないということにすれば、地価はぐっと下がるのです。だから、そこまでのことをやる勇気はないかどうか。また、それをやることによって初めて地価の安定ができるわけなんです。この前の予算委員会のときにもそういう意見を出しておりましたが、それについてはきわめて消極的な御

答弁であります。きわめて不満ではありますたが、しかし、限られた時間でしたのでこの前は十分論議が尽くせませんでしたから、きょう蒸し返すことになるわけでございます。しかし、これはやはり非常に重要な問題でありますと、これは私が、思いつきで言つて居るのではありません。この前もあなたにお見せしましたが、佐々木芳朗という、これは土地不動産業者です。みずからそう書いてます。土地不動産業者と名のついています。不動産業者ですら、こうなれば土地の売買は公的機関によるよりしかたがない、日本の経済は、このように地価の暴騰がむしろんでおつた手には入らないといふことだから、土地の売買はもう公的な機関によるよりしかたがない、こういうことを言っておりますし、ちょうどきのう出ました「エコノミスト」の四十五周年記念号の記念論文ということで都留重人さんもそれを書いております。やはり土地の売買は公的機関でやれ、土地の公有制ということを書いております。公有制をとる以外に地価の安定はないということを言つております。とにかくいざれにしても、もう世論の方針はそういうところへ来ておるのです。だから、ただそこに政府としての勇気があるかないか。それは、それだけ土地を持っておる人にとれば非常に大きな影響がありますから、あるいは金融機関にいたしましても土地を担保に相当地金を貸しておりますから、へたをすると――へたをするというよりも、それは金融機関がパンクするようなことも、地価がひどく下がれば、なきにしもあらずだと私は思うのです。だから、そういう点については、パニックを起こさない程度にやらなければならないと思うのですが、しかし、とにかく国民は今日ほど地価の安定を強く要望しているときはないであります。だから何らかの強力な手を打つべきときが来てる。また、それがけの勇気を持たなければならぬではないか。いつも佐藤さんは勇断勇断ということばを使いますが、政治資金規正法について一向やらぬから、お

まえの「ユウダン」は優柔不決の略語だらうなんて言われて野上君に参議院でひやかされておりましたが、地価問題についてもそのとおりなんですよ。地価問題についても五年越しです。昭和三十年から五年越しです。しかも何らの手が打たれきていない。これは優柔不決ですね。だから、勇断を持つ。ほんとうの意味の勇断をこの際持つていただべき段階が来ているのではないか、こういうふうに思うのですが、ひとつ大臣から御所見を承りたい。

○保利國務大臣 私も、三十九年すでに本院で地価安定に関する決議が出されておるといふくらい非常に深刻な状態になつておるということについては、岡本さんと同様の感じを持つておるわけです。これは実は事務当局のほうにはまだいろいろなことがありましょうけれども、私の感じからいりますと、やはり民心の安定、国民生活の安定、それぞれの立場におられる方々が生活の安定をはかっていかれるということが、われわれ政治の分野において至上の願いであると思うわけです。そうしまと、かりに市街化区域の中に土地の所有者がおられる、その土地の所有者は、土地を所有しておるその形においてやはりその方が安定をされるということは望ましいことであろう。しかし、その土地といふものはいたずらに困惑や金もうちの手段にされてしまう。広く社会的、公共的に利用されていただいて、同時にそれがその方の生活の安定になつていくといふことになつてしまふ。岡本さんは権利移動の場合を非常に強調といふよりも、その人が持つておられる土地が社会的、公共的にすなわち都市計画で期待するところの利用目的が十分達せられるよう説明していくべきじゃないか。したがつて、そういうことになしに、私はとても自分の土地をそういうことに利用できぬ、これはもうどこかへ売り飛ばそうというような場合にどう考へるかということが問題のところだろう。岡本さんはそこに重点を置い

ておられる。私は、所有関係をあまり移動させないで、たとえば全体をというわけじゃありませんけれども、市街化区域の中に農業を經營しておられる人がある。はなはだ資本回転の悪い農業をやつておられる。その方が住宅地としてそれを利

用されるということになれば、農業をされるよりも、利回り、採算の上からいけばむしろ有利に生

け市街化区域の中の住宅地区あるいは商業地区あるのは工場地区、それぞれの用途に十分利用され

るようになって地段をつり上げるのです。そう

すると、それは結局いかに良心的に運営しようと、お互いに競争であれば、地段の高いほうへ売ります。だから地価が買あおられて高く

なる。だから、そういう現象をなくするのに、そういう宅造業者の買あおりというものをでき

ないようしなければいかぬ、それには公的機関

という網を通しなさい、こういうことなんです。必ずしも公的機関が買あばかりでなくいいと思

うのです。大臣がいまおつしやるようにならぬまままで宅地として使えればいい。私もむし

ら、市街化区域にどつと入つてきて土地を買あ

さつて宅地をやつて、転売して企業として利潤をあげよとしますね。そういたしますと、やはり狭いところへ競合してくるわけですから、買あおることになつて地段をつり上げるのです。そ

ういうふうに思つたが、たとえばそれが土地の使用権を取得して、その

上に立つて公共事業としてずっと広い宅地開発をやる。その場合において、私が言うところの宅地

公園が、たとえばそれからあと開発は開発者にまかしてもよろしいし、あとは貸すなり——借りた土地は貸す以外に方法はないでしようから。

そういう形で運営していくれば、地価というものは、これが形がらいいえば、収益補償プラス生活再

建、補償というものが結局地価になつて、あまり膨大なものにならないと思うのです。現在のよう

な坪五万の、十万のというような地価には絶対なりつこないのです。だから、この際、そういう形

で農家の収益補償プラス生活再建補償という形のものをほんと打ち出して、御損はかけません、公

的に使わせてください、いやでしたら都市計画事

業として収用させていただきますよ、それもやはりこちらとしてはそういう価格ですよということ

にすれば、私は地価は安定すると思うのです。また、これだけ国民が住宅

に困つておると、そういうことはすべきではない。国とすれば、そういう公的機関——土地の

売買ないしはあつせん機関ですな、そういうもの

の構想をこの際ほんと打ち出すことによつて、地価が安定するのではないか。こういうものを建設

省が考えて打ち出していかない限り、いや、税制

のことについては自治省でひとつ考へてください、こ

ういうような人頼みのことばかりを考へて地価対

する、あるいはまた、例の都市計画税であるとか、あるいはいまの受益者負担金の制度、そういうこ

とについてははつかりしていれば、いわば年金の原資を国に預けるようなものですから、これは安

心して渡せますね。そうすると、買い入れもよろしく

い、しかし、借りもいたしましたよ、この際売つ

たしますと、宅造業者は市街化区域以外では宅

造でもつて金をもうけるわけにいかぬわけですか

省としてはこれで行くのだ、建設大臣としてはここで行くのだ、これでなければ、建設大臣がみずから乗り出して大上段にかまえて地価対策にぶつかりていくということにならないと思うのです。だから私は、この際、そういうふうな考え方をひとつ建設省としては持つていただきたい。今度の法案の採決の場合にはそういう形の修正案を出したいと、私個人は——これはまだ党にはかつてはおりません。党に対して提案をしております。これから議論を始めるところであります。もし党のほうで承認されれば、そういうような修正案を出してみたい。それにひとつ建設省も御協力願いたい、与党さんにも御協力願うという形で、ほんとうに建設委員会が打つて一丸となつて、そういう形におけるところの地価安定策にばんと正面から体当たりでぶつかっていく、こういう姿勢が必要なんだ、また、そういうような姿勢で初めて他の省あるいは他の委員会の諸君の御協力を得られる原動力になつてくるのではないか、私はこのようになりますが、大臣の御所見を承りたいと思います。

○保利国務大臣　ただいまの岡本先生の御提案は、アウトライインとしては私もそう考えておるのをございます。それで、なるべくそういうふうに、いまお話しになりましたようなことが充実されていきますために、かりに土番を処分されましても、法外な値段で処分されますと、開発利益の譲渡所得税でいかれますよ、それよりも、その土地を大事に持たれて、そうしてその用途目的に御利用になつて家の基礎を固められるようにされてはいかがですかといふうに持つていくべきだ。したがつて、いまお話しになりましたようなことを具現化してまいりますためにそういう税制の誘導的措置が必要である。その点は決して建設省は他人まかせでやつておるという——まあとにかく政府の税制調査会があるわけでござりますし、そこを税制調査会でもきわめて真剣に取り上げていただいているわけござりますから、それに期待

をかけておるわけです。そういうことで、土地を売つたり買つたりして、その差益で法外にもうけようというような時代はもはや過ぎてしまつておる、そういう段階じゃないんだ、土地を持っておって、しかもそれが利用されることによつて、同時にその方の安定もはかつていいけるというふうに、それでもどうしてもやむを得ないときは、できるだけ公的機関で買い上げるという方向、これはもう基本的にそれよりほかはない。したがつて、これは何といいましても与党たる自民党においてこの問題をどう取り上げていただけるか、幸いに、建設委員会の皆さまはもちろんございまが、政調会でもまつとうに取り組んでやってもらいたいということをお願いして、大体そういう方向でいけるんじやないかと思うわけですからども、これは具体的になかなかむずかしいところがありますから、審議を尽くして結論を得ていきたい、こう思つております。

●竹内（蔵）政府委員　公共投資が間に合うかどうか、調整区域の区分をいたしまして開発許可制をとりますのは、この法律の附則に書いてござりますよう、全国津々浦々をやるということではなくて——目標としましては津々浦々でござりますら承りたい。

○岡本（隆）委員　それでは、自治省においていただいておりますから、その部分をきょうは少し伺いたいと思うのです。

市街化区域と調整区域とに分ける、市街化区域の指定は、十年で都市化できると思う範囲のところでやっていけ、こういうことです。そういたしますと、この法が実施されると、一応全国の市町村が一齊に都市計画画を立てまして、少なくも市街化区域と調整区域との区分をやることになる。そういう区分をやりますと、市街地開発十ヵ年計画といいますか、市街化十ヵ年計画といいますか、そいつたものが一齊に全國の市町村で出発するということになつてくるのであります。そういたしますと、その市街化区域への公共投資、というのは相当な額の集積になつてくる。その場合に、その資金的な手当てをどうするか、こういうことになつてくるわけでございますが、建設省としてはそれについてどういうふうな資金でその市街化十ヵ年計画をまかなつていかせるつもりなのか、まず建設省からお答えください。

○竹内（蔵）政府委員　有者が住宅なら住宅、アパートでも建てようとされるならば、建てやすいような資金的背景、援助、助成、そういうことをやって、そうして一面、住宅の問題に寄与していくようにすることは当然のことだ。それで、できるだけ土地はあつちへ動かしたりこっちへ動かしたりしないで、その方がそういうふうに利用していただけるような措置をとるべきだ、そういうして変わりもないかもしれませんけれども、その程度です。

ようには検討してまいりたいと存じます。

○岡本(陸)委員 えらいほどのいい御答弁で、そういうふうにいけば非常にしあわせだと思いますが、できるだけそういう形で、せつかく立てた計画ならそれを実行できるよらなめんどうをひとつ見えていただきたいと思うのです。

そこで、もう一つお尋ねしておきたいと思いますが、都市計画を実施いたします市街化区域と調整区域、その調整区域にも将来市街化区域とされるべきところが相当あるわけです。だから、そののがじしの理想像としては、将来像としては、相当広範囲な都市計画が立てられておる。そうすると、そこで街路に相当する場所、あるいは公園であるとか公共施設に将来当然なるべき場所、そういうところでもって開発をやる場合には許可制になつておられます。だから、ここは将来公園になるのだ、これはやはりある程度途規制があれば、建築の制限というものが、そこ開発工事をやつもらつちや困る、こういうことになつてしまふると思ひます。だから、ここは将来公園になる保されておりますか。

○竹内(藤)政府委員 おっしゃるようだ、市街化

調整区域の中におきましても、たとえば都市と都

市を結ぶ路線がたまたま都市内の街路にも相当す

るといふようなところもございまいまよろし、

非常に広い都市区域でござりますと、その都市の

中の拠点と拠点を結ぶといふような街路がどうし

ても要ることになると思ひます。また場合により

ましては、大公園等はやはりその中で将来のため

にとつておかなければいかぬことがござい

ますので、市街化区域の外におきしても、そ

うような都市施設の計画決定をいたすことになる

と思います。それからその場合に、また事業も都

市の法律におきましては、市街化調整区域であると

いなどを問わず、都市計画事業をやります場合に

は先買い権が働く、こういうことになつております。

○岡本(陸)委員 これは農林業との関係が相当深

いと思うのですね。調整区域については、いま局

長の言われる調整区域ではある、しかしながら、

いろいろの仕事が出てまいります。しかしながら、都

市といふものは、まず第一に住民が住むところで

あり、働くところなんです。ところが、その都市

施設の中に、その住宅というものが、他の項目、

たとえば公園、道路というものと並列的に並べら

れておる。都市にとつては住宅といふものは一番

大きな施設であるにかかわらず、並列的に並べ

られて、特段の配慮が住宅というものについては

行なわれおらない、これが私はこの都市計画法

の一番大きな欠陥といいますか、そういうことよ

りも前近代性というか、あるいは日本の住宅事情

の現状に対する非適合性といいますか、非常に大き

いな——いまの日本の段階でわが国の国民が何に困っているかといえば、一番住宅に困っている。

その段階におけるところに生まれてきた都市計画

法としては、これが一番大きな都市計画法の立て

方の欠点だ、こう思ひうるのでございますが、これは

大臣就任前からこの法案の立案に一番中心になっ

てこられた都市局長に、なぜ住宅というものを

もっと都市施設として重点的に取り上げて重要項

目として考へなかつたかといふ点について、あなた

の見解を承つておきたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 先生おっしゃいますよう

に、都市というものは建物と公共施設からなつて

いるわけございまして、建物の大部分が住宅、

住宅というものが都市構築の一一番大きな要素に

なつてゐることは、おっしゃるとおりでございま

す。都市計画というのは、先生御承知のように、

一つは、地域地区制とかあるはその他の方法に

よりまして、それぞれの土地の利用、つまり建築

物としてどう利用するか、どの地域においてどう

す。したがいまして、その土地の利用をきめます

地域地区の場合に、ここに住宅地を置く、あるい

はここは専用住宅地区にするとかといふことをい

うふうなことは、その住民に対する付帯的な、付

属的なと申しますか、付隨的な内容として、いろ

いろの仕事が出てまいります。しかしながら、都

市といふものは、まず第一に住民が住むところで

あり、働くところなんです。ところが、その都市

施設の中に、その住宅というものが、他の項目、

たとえば公園、道路というものと並列的に並べら

れておる。都市にとつては住宅といふものは一番

大きな施設であるにかかわらず、並列的に並べ

られて、特段の配慮が住宅というものについては

行なわれおらない、これが私はこの都市計画法

の一番大きな欠陥といいますか、そういうことよ

りも前近代性というか、あるいは日本の住宅事情

の現状に対する非適合性といいますか、非常に大き

いな——いまの日本の段階でわが国の国民が何に困

っているかといえば、一番住宅に困っている。

その段階におけるところに生まれてきた都市計画

法としては、これが一番大きな都市計画法の立て

方の欠点だ、こう思ひうるのでございますが、これは

大臣就任前からこの法案の立案に一番中心になっ

てこられた都市局長に、なぜ住宅というものを

もっと都市施設として重点的に取り上げて重要項

目として考へなかつたかといふ点について、あなた

の見解を承つておきたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 先生おっしゃいますよう

に、都市というものは建物と公共施設からなつて

いるわけございまして、建物の大部分が住宅、

住宅というものが都市構築の一一番大きな要素に

なつてゐることは、おっしゃるとおりでございま

す。したがいまして、その土地の利用をきめます

地域地区の場合に、ここに住宅地を置く、あるい

はここは専用住宅地区にするとかといふことをい

うふうなことは、その住民に対する付帯的な、付

属的なと申しますか、付隨的な内容として、いろ

いろの仕事が出てまいります。しかしながら、都

市といふものは、まず第一に住民が住むところで

あり、働くところなんです。ところが、その都市

施設の中に、その住宅というものが、他の項目、

たとえば公園、道路というものと並列的に並べら

れておる。都市にとつては住宅といふものは一番

大きな施設であるにかかわらず、並列的に並べ

られて、特段の配慮が住宅というものについては

行なわれおらない、これが私はこの都市計画法

の一番大きな欠陥といいますか、そういうことよ

りも前近代性というか、あるいは日本の住宅事情

の現状に対する非適合性といいますか、非常に大き

いな——いまの日本の段階でわが国の国民が何に困

っているかといえば、一番住宅に困っている。

その段階におけるところに生まれてきた都市計画

法としては、これが一番大きな都市計画法の立て

方の欠点だ、こう思ひうるのでございますが、これは

大臣就任前からこの法案の立案に一番中心になっ

てこられた都市局長に、なぜ住宅というものを

もっと都市施設として重点的に取り上げて重要項

目として考へなかつたかといふ点について、あなた

の見解を承つておきたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 先生おっしゃいますよう

に、都市というものは建物と公共施設からなつて

いるわけございまして、建物の大部分が住宅、

住宅というものが都市構築の一一番大きな要素に

なつてゐることは、おっしゃるとおりでございま

す。したがいまして、その土地の利用をきめます

地域地区の場合に、ここに住宅地を置く、あるい

はここは専用住宅地区にするとかといふことをい

うふうなことは、その住民に対する付帯的な、付

属的なと申しますか、付隨的な内容として、いろ

いろの仕事が出てまいります。しかしながら、都

市といふものは、まず第一に住民が住むところで

あり、働くところなんです。ところが、その都市

施設の中に、その住宅というものが、他の項目、

たとえば公園、道路というものと並列的に並べら

れておる。都市にとつては住宅といふものは一番

大きな施設であるにかかわらず、並列的に並べ

られて、特段の配慮が住宅というものについては

行なわれおらない、これが私はこの都市計画法

の一番大きな欠陥といいますか、そういうことよ

りも前近代性というか、あるいは日本の住宅事情

の現状に対する非適合性といいますか、非常に大き

いな——いまの日本の段階でわが国の国民が何に困

っているかといえば、一番住宅に困っている。

その段階におけるところに生まれてきた都市計画

法としては、これが一番大きな都市計画法の立て

方の欠点だ、こう思ひうるのでございますが、これは

大臣就任前からこの法案の立案に一番中心になっ

てこられた都市局長に、なぜ住宅というものを

もっと都市施設として重点的に取り上げて重要項

目として考へなかつたかといふ点について、あなた

の見解を承つておきたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 先生おっしゃいますよう

に、都市というものは建物と公共施設からなつて

いるわけございまして、建物の大部分が住宅、

住宅というものが都市構築の一一番大きな要素に

なつてゐることは、おっしゃるとおりでございま

す。したがいまして、その土地の利用をきめます

地域地区の場合に、ここに住宅地を置く、あるい

はここは専用住宅地区にするとかといふことをい

うふうなことは、その住民に対する付帯的な、付

属的なと申しますか、付隨的な内容として、いろ

いろの仕事が出てまいります。しかしながら、都

市といふものは、まず第一に住民が住むところで

あり、働くところなんです。ところが、その都市

施設の中に、その住宅というものが、他の項目、

たとえば公園、道路というものと並列的に並べら

れておる。都市にとつては住宅といふものは一番

大きな施設であるにかかわらず、並列的に並べ

られて、特段の配慮が住宅というものについては

行なわれおらない、これが私はこの都市計画法

の一番大きな欠陥といいますか、そういうことよ

りも前近代性というか、あるいは日本の住宅事情

の現状に対する非適合性といいますか、非常に大き

いな——いまの日本の段階でわが国の国民が何に困

っているかといえば、一番住宅に困っている。

その段階におけるところに生まれてきた都市計画

法としては、これが一番大きな都市計画法の立て

方の欠点だ、こう思ひうるのでございますが、これは

大臣就任前からこの法案の立案に一番中心になっ

てこられた都市局長に、なぜ住宅というものを

もっと都市施設として重点的に取り上げて重要項

目として考へなかつたかといふ点について、あなた

の見解を承つておきたいと思います。

○岡本(藤)委員 このあと、都市計画の内容とし

て、ずっと何項目か都市施設として並んでおりま

すね。その中の一項として住宅というものがある

のですが、私はこの考え方がこの都市計画法の大

きな欠陥だと思うのです。これはいずれ大臣がお

られるときには政策論争としてお伺いする必要があ

ると思うのですが、都市といふものは、

ます住民の住むところ、働くところ、その次には

るだけだ、あとはそれぞれ公共団体がすべきものと特に指定されているものは公共団体がやる。しかし、その他については民間にまかせておくのだと、公設市場のごときは流通業務団地ですね。流通業務団地などは公的な機関によって建設し、運営していかなければならぬ。学校についても公園についても同じでしょ。問題になつてくるのは住宅です。都市というのは住宅がなければ成立しないのです。何ば流通業務団地をつくても、何ば学校をつくても、住民が住まなければしかたがない。ところが、住民は、そこに住むにも、家を建てるにも、金がないのですよ。そして民間のはままの形にまかせておいたら、二階建ての重層アパートですよ。すぐスマートみたいになつてしまふようなアパートなんです。だから、民間人の持たない信用を公的機関が貸してやる。言いかえるなら、民間人のかわりに金を借りてやり、借りた金で家を建ててやる、そしていまの分譲の形で二十年なり三十年の長期のくずしで払わせるか、あるいは建設費まで払うのはかなわぬという者には、利息分を家賃として払いなさい、こういふ形で家を建ててやる。公的機関なら何ばでも信用はありますから、そういう計画を立てて公営住宅あるいは公的住宅建設をやれば、都市施設としの住宅といふものはつくれると思うのです。いまの政府の、住宅は自分のもの、自分で建てるものという考え方——信用も何もない、しかし、はじめてきはつて働きさえすれば、ぱつぱつくすしで払うか、あるいはその家賃くらい払えますといふ。また、その住宅が、木造のきわめて粗末な、環境の悪いものを建てておけば、それはスマートでない。新しい間はなるほどスマートという印象は受けませんが、しかし、何ば新築の、建つたままの姿であっても、二階建ての、廊下をはさんで一部屋か二部屋くらいのアパートがずらつと並んでいる

と、いうようなものは、さらでも、実質的にはスマートに違いないのです。見た目にはそうではないかもしませんが、住みごこちその他は実質的にはないのです。だから、都市計画をやるのなら、やはりそのスラムです。そういうようなスラム建設がどんどん行なわれているというのが今日の現状なんです。よ。だから、都市計画をしておいた方がいいのです。そこで、この都市計画法というのを持つかどうかという問題については、これはひとつわれわれにおいて住民のかわりに家を建てて住まわせる、そこまで進むべきだ、私はこう思うのです。そういうふうな方向へこの都市計画法というのを持つていけないか。だから、都市計画法の中に、住宅と、いうものを都市施設の最も重要なものとして考えて別に一項を起こして、自治体なり都市計画の起業者はそういうふうなことにも責任を負わなければいけないか、というふうに私は考へておるわけでございます。

○仮谷政府委員 今度の都市計画法案が、御承知のように、無秩序な都市周辺の現在の開発をそのままにしておくわけにいかない、秩序ある建設をしていこうというたまえから進められたわけでありまして、土地を計画的に利用していこうといふようのこと、それは土地対策、地価対策の面からも考えられておることは、すでに御承知のとおりであります。そういう面から考へると、住宅、宅地の大量造成ということをやはり重点的に考えております。したがつて、先生がいまおっしゃった住宅に重点を置けといった問題も、個々ばらばらの問題についてはこれはちょっと聞いておるわけであります。そういう面からこの問題を取り上げて、なかなかねることは私どもも同感でござります。そのためには、まず住宅を建てることが大事ですよ、そして良好な、環境のいい住宅をその都市計画をやる人はがんばつて建てなさい、そういう姿勢はこの法律案の中によることもないでしょう。そんなふうに読めますか。読めるんだつたら、あなたの目はよほど鋭いい。だからやはり別に一項起こして、住宅建設に目だと思うのですよ。ほんまにはこれは書いてあることより読みぬ。書いある裏にそんな氷山の中の根っここのような大きなものがあるとは思えない。だからやはり別に一項起こして、住宅建設に対する自治体の責務とか、そういうふうなものを抱いておるわけであります。そして資金のない、信頼もない、しながら働く能力は持っている、働く意欲は持つ

おつしやつた考え方があつた点で行なわれていくの

じゃないかという考え方を持つております。た

だ、法案の条文をちょっと訂正するか、修正する

か

かといふ問題については、これはひとつわれわれの側でも検討してみませんと、いま御即答を申し上げるわけにいきませんけれども、趣旨として

おいて

おいて住民のかわりに家を建てて住まわせる、そ

こまで進むべきだ、私はこう思うのです。そういうふうな方向へこの都市計画法というのを持つていけないか。だから、都市計画法の中に、住宅と、いうものを都市施設の最も重要なものとして考えて別に一項を起こして、自治体なり都市計画の起業者はそういうふうなことにも責任を負わなければいけないか、というふうに私は考へておるわけでございます。

○岡本(陸)委員 政務次官、そうおっしゃいます

けれども、この法律案を見ますと、第十一條に都市施設としてずらつと並んでいるのです。道路、都市高速鉄道とか、公園、水道、学校、河川、図書館、それから一団地の住宅施設といふようにになっておりまして、「一ヘクタール以上の一大附帯する通路その他の施設をいう。」というようになります。

で、こういうふうに都市施設として住宅建設用地においておりまして、一ヘクタール以上の一大附帯する通路その他の施設をいう。」といふようにになっておりまして、「一ヘクタール以上の一大附帯する通路その他の施設をいう。」といふように

になります。

○仮谷政府委員 御意見はよくわかるのですけれども、これは八番目に書いてあるから主張が弱い

といふわけでは必ずしもございません。やはり都

市計画にしても、今度の新しい法案にしまして

も、御承知のとおり、住みよい、働きよい場所をつくるんだから——住みよい場所といふのは、宅地だけではもちろんございません。それに付随した道路もできなければいけないし、水道もできなければいけないし、公園も必要ですし、学校も必要で、なるほどなということなら、ひとつそちらも考へられておることは、すでに御承知のとおりであります。そういう面から考へると、住宅、宅地の大量造成ということをやはり重點的に考えていかなければならぬことは私どもも同感でござります。そのためには、まず住宅を建てることが大事ですよ、そして良好な、環境のいい住宅をその都市計画をやる人はがんばつて建てなさい、そういう姿勢はこの法律案の中によることもないでしょう。そんなふうに読めますか。読めるんだつたら、あなたの目はよほど鋭いい。だからやはり別に一項起こして、住宅建設に目だと思うのですよ。ほんまにはこれは書いてあることより読みぬ。書いある裏にそんな氷山の中の根っここのような大きなものがあるとは思えないと、私はこの法律案の最初の原案のときに町村に義務づけるということについて、いささかどうかということがいろいろ議論をされたのではないか。私はこの法律案の最初の原案のときにはいませんでしたけれども、そういうふうに思つておるわけで、趣旨としては、いま現実に宅地が少ないことは間違いないわけで、そのためには

地の施設をやろう、こういうふうに考えておる

し、個々の人々が家を建てる場合にも、それを建てるわけではないし、宅地造成も

やりますし、そうした建築をする場合にはまたそ

れぞれ融資や手当もしていこうといふので、決して宅地をおろそかにしておるわけではない、重

点には考えていますけれども、その他のものも全

く必要はないというふうには考えられませんから、やはり生活環境をよくするためには、宅地と宅地に付随したいろいろな施設も必要だという観点から考えておるわけでありまして、八番目に書いてあるからといって必ずしも軽視しておるわけではございませんから、その点は御理解いただきたいと思います。

○岡本(陸)委員 いずれ私のほうでも党内で意見をまとめます。この法律案は、最初から申しておりますように、確かに、地価の安定であるとか、あるいは今後の都市形成というものについて、それをまかなくていくのに非常にいい、しかしながら、一つ間違つてくると、へたをすると地域住民を非常に苦しめる刃物になつていくのじやないか、それだけに、私どもはこの法律案の効果といふものに大いに期待いたしていますし、またこの法律案は何とか成立させたい、しかし、それは住民に害を及ぼさない、国民に害を及ぼさない、国民のためになる法律として実を結ばせたい、これが私どもの真意なんです。決してこの法律案の成立をほほもうの、あるいはまた、この法律案をこうさらにゆがめようの、修正をして政府のメンツをつぶしてやろうの、そんなことは全然思っていないということは、これはもういままでの経過から政府当局にも知つていただけると思うのです。そういう意味で、まじめにこれから論議をいたしまりたいと思いますので、私どもが意見としてまとめましたら、ひとつできるだけまじめに話し合ひをしていただくようにお願いいたしまして、きょうはだいぶ時間もたちましたから、この辺で質問を終わらせていただきたいと思います。なおまた次回に統いてやらせていただきます。

○加藤委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会